

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市伊吹

膽 吹 照 子

個人情報保護に関する法律第69条の規定により、住所の番地と生年月日は記載していません。

令和5年8月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

人権擁護委員膽吹照子氏の任期は、令和5年12月31日で満了となるが、再任について議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市宇賀野

堤 辰 也

個人情報保護に関する法律第69条の規定により、住所の番地と生年月日は記載していません。

令和5年8月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

人権擁護委員北沢一則氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となるため、その後任として堤辰也氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市枝折

福 田 定 円

個人情報保護に関する法律第69条の規定により、住所の番地と生年月日は記載していません。

令和5年8月30日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員福田定円氏の任期は、令和5年12月31日で満了となるが、再任について議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市三吉

本 田 忠 光

個人情報保護に関する法律第69条の規定により、住所の番地と生年月日は記載しておりません。

令和5年8月30日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員北村きの氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となるため、その後任として本田忠光氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。